計画策定部会審議事項(平成23年度設立)

H24年度以前

【H23-24年度】 開催5回 (H23年度2回・H24年度3回)

- ・保存管理計画策定区域の設定について
- ・保存管理計画策定区域内の地域区分について
- ・熊本城跡の構成要素の整理について
- ・熊本城跡の史跡拡大について

H25·26年度

【H25-26年度】 開催5回 (H25年度2回・H26年度3回)

- ・熊本城跡の構成要素の整理について
- ・追加指定及び公有化について
- ・要素ごとの保存管理方針について
- ・建造物の保存管理について
- ・緑の保存管理について (樹木の現況について)
- ・現状変更等取扱基準について
- ・保存管理の方法について(各地区及び構成要素)
- ・視点場設定について
- ・史跡保存整備の基本方針、対象年代

H27・28 年度 (予定)

【H27年度・第1回】

- ・現状変更の取扱い
- ・緑の保存管理方針
- ・追加指定、公有化について

【H27年度・第2回】

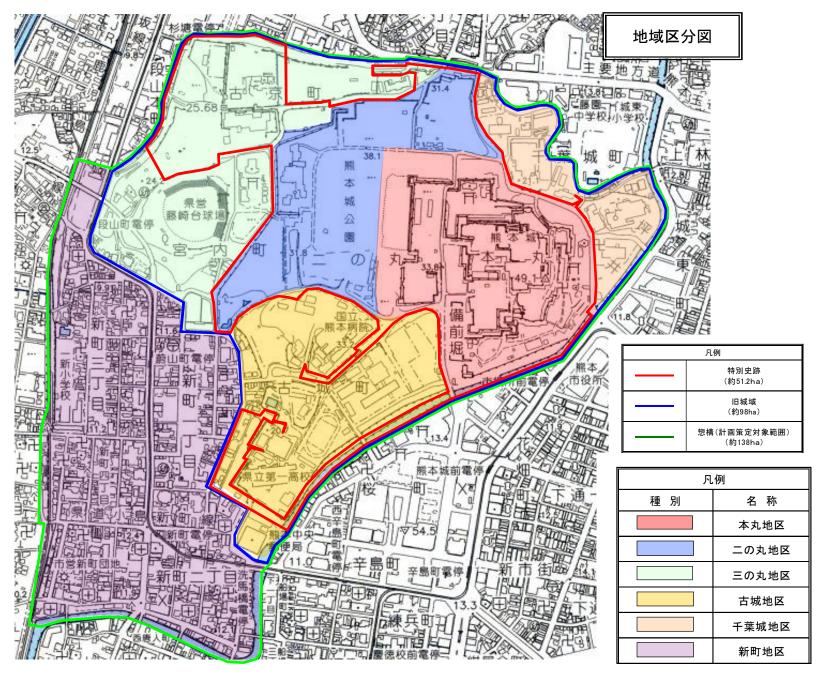
- 運営体制
- 市民との連携

【H27年度・第3回】

・保存管理計画の素案の検討

【H28 年度】

- ・保存管理計画 素案の報告
- ・パブリックコメント修正案の報告



国指定特別史跡 熊本城跡保存管理計画 目次(案)

目次(案)

I。 序論

第1章 保存管理計画の沿革と目的

第1節 保存管理計画策定の目的

第2節 計画策定の体制と経過

第2章 熊本市の概要

第1節 地理的特性

第2節 社会的特性

Ⅱ。特別史跡熊本城跡の概要

第1章 特別史跡熊本城跡の概要

第1節 位置

第2節 旧城域について

第2章 熊本城跡の指定の経緯と理由(履歴)

第1節 指定の経緯

第2節 土地の所有、利用状況

第3章 熊本城跡の概要(歴史的環境)

第1節 古代~中世

第2節 近世

第3節 近代以降

第4章 熊本城跡の現況

第1節 歴史的調査(発掘調査等の成果等)

第2節 城郭遺構の調査

第3節 熊本城周辺の植生状況(樹木の変遷、天然記念物指定等)

第4節 熊本城周辺の社会環境(関係法令等)

Ⅲ。保存管理計画

第1章 保存管理の基本方針

第1節 保存管理計画の対象範囲

第2節 保存管理の基本方針

第2章 保存管理の方法

第1節 地域区分の設定

第2節 地区ごとの整理

①本丸地区

②二の丸地区

③三の丸地区

④古城地区

⑤千葉城地区

⑥新町地区

- 第3節 各地区の保存管理方針
- 第4節 構成要素の保存管理方針
- 第3章 建造物の保存管理
 - 第1節 旧城域内の歴史的建造物の現状について
 - 第2節 重要文化財建造物の指定履歴
 - 第3節 重要文化財建造物の修理履歴
 - 第4節 重要文化財建造物の保存管理方針
 - 第5節 復元建造物の保存管理方針
- 第4章 緑の保存管理
 - 第1節 緑の保存管理の基本方針
 - 第2節 樹木の分類
 - 第3節 緑の保存管理の考え方
 - 第4節 管理計画の策定
- 第5章 現状変更等の手続き
 - 第1節 現状変更等取扱基準について
 - 第2節 熊本城の管理に関する取扱要領について
 - 第3節 使用基準の設定
- 第6章 追加指定
 - 第1節 基本方針
 - 第2節 熊本城跡史跡拡大計画(平成15年度策定)について
 - 第3節 平成15年度計画の見直しと今後の計画
- 第7章 土地の公有化
 - 第1節 土地利用状況の把握
 - 第2節 基本方針

Ⅳ。 整備の基本方針

- 第1章 整備の理念
 - 第1節 史跡整備の基本方針
 - 第2節 史跡整備の対象年代
 - 第3節 地区ごとの史跡整備の基本方針

V. 保存管理計画の運営体制

- 第1章 管理運営の方針
- 第2章 管理運営の方法
- 第3章 管理運営の体制
- 第4章 市民との連携

保存管理の基本方針

次の6項目を保存管理の基本方針として定める。

- ① 特別史跡熊本城跡としての本質的価値を構成する諸要素の保全を徹底する。
- ② 史跡の保存に際しては、公有化等による良好な環境形成に努める。
- ③ 特別史跡熊本城跡としての景観の保全に努める。
- ④ 保存と活用については、常に両者が適切に統一された均衡状態にあるよう調整しながら、熊本市民・県民のシンボル、憩いの場、そして国民共有の財産としての熊本城跡を適切に次世代へと継承する。
- ⑤ 計画的、総合的、継続的な調査研究を進め、熊本城跡の本質的価値を深める。
- ⑥ 熊本城跡とその周辺に分布する歴史遺産等との関連性について、総合的な調査研究を進め、その一体的な保存管理に努める。

構成要素ごとの保存管理の方針と地区ごとの構成要素分布一覧表

	- L		D = 41	IB				
要 素 	ごと	の 保 存 管 理 <i>0</i>	D 方 針 	本丸地区	二の丸地区	三の丸地区	古城地区	千葉城地区
特熊の価成要別本本値す素の跡跡的構諸	する石垣・堀等	持管理を主体とした保存管理	縄張等	天守台、平左衛門丸、数寄屋丸、飯田丸、東竹の丸、竹の丸の各郭及び西出丸、奉行丸、櫨方会所	旧地形及び侍屋敷の地割り	旧地形及び侍屋敷、二の丸御屋形の地割り	旧地形及び侍屋敷の地割り	旧地形及び侍屋敷の地割り
		を行う。 石垣・堀等の城郭を構成する 重要な要素は、熊本城跡の特 徴・価値を表すものであるこ とから、現存遺構を厳正に保 存管理を行う。	郭等を構成す る石垣	天守台、平左衛門丸、数寄屋丸、飯田丸、東竹の丸、竹の丸、西出丸、奉行丸、櫨方会所の各郭を構成する石垣及び石段、地図石	二ノ丸御門と埋門間の百間石垣、埋門から新堀櫓門間、監物櫓、松井山 城預櫓と虎口、小笠原屋敷などの石垣	二の丸御屋形を構成する石垣、 藤崎宮跡石垣、森本義太夫預櫓 跡石垣	侍屋敷の地割りを構成する石垣	侍屋敷の地割りを構成す る石垣
			近現代に改変された石垣等	数寄屋丸櫓門東側石垣、数寄屋丸西側石垣、耕作 櫓門と御天守廊下石垣、平左衛門丸御肴部屋櫓石 垣、竹の丸西側石垣、北十八間櫓台石垣等	小笠原屋敷の石垣、埋門西側石垣、 新堀櫓門跡周辺石垣等			
		経年による孕みなど破損箇所 の調査及び石垣カルテに基づ く保存修理計画を策定し計画 的な復旧を行う。	修理を要する 石垣等	石門付近、不開門付近、平櫓西側、五間櫓下部、 須戸口門西側、戌亥櫓北大手門跡間、北大手門跡 南側、数寄屋丸御門跡西側等	小笠原屋敷東側石垣及び水路等	「二の丸御館」跡西側の石垣	国立病院東側石垣 古城地区石垣	
		樹木の成長などにより遺構の 保存に影響を及ぼす恐れのあ るものについては撤去等を行	堀	本丸と花畑邸、城下を区分する坪井川 本丸と西出丸を区分する空堀、唯一の水堀である 備前堀、西出丸と二の丸屋敷を区分する空堀と薬 研堀(空掘)	二の丸と三の丸を区分する空堀、二 の丸屋敷西側の空堀	三の丸と新町地区(侍屋敷・町 屋)を区分する水堀	侍屋敷と新町地区(侍屋敷・町屋)を 区分する水堀	侍屋敷と城下(坪井)を 区分する坪井川
		う。 近年の整備により埋められた 堀等については遺構調査実施 し、調査研究の成果に基づい た原状復旧を行う。	城道及び門跡 等	数寄屋丸櫓門跡、地蔵櫓門跡、耕作櫓門跡、東櫓御門跡、山崎口冠木門跡、元札櫓門跡、札櫓門跡、西櫓御門跡、下馬橋の橋台、南坂、城道上の石段	二の丸御門跡、埋門跡 棒庵坂 豊前・豊後街道	一丁目門跡 豊前・豊後街道の起点 薬師坂、砂薬師坂	慶宅坂 鞍掛坂	
			排水構造物等	本丸の各郭から坪井川へ至る石造排水溝 本丸の各郭から空堀、水堀を経由して坪井川へ至 る排水溝及び隋道 薬研堀南側の石組暗渠	二の丸御門跡の暗渠排水溝	二の丸御屋形南側の排水溝		屋敷割りに伴う排水溝
		往時から存在していたと推定 されるものについては保存を 行う。	石造物及び石 造構造物	土塀の控え柱(須戸口門北側、質部屋跡西側など)東竹の丸五階櫓跡東側の雁木			船着場跡	
			井戸	小天守内、本丸御殿跡、数寄屋丸、平左衛門丸、 飯田丸など1〇基	侍屋敷に付随するもの7基	侍屋敷に付随するもの3基	侍屋敷に付随するもの1基	侍屋敷に付随するもの3 基
		各種の現状変更に際しては、 事前の確認調査等により遺構		本丸御殿露地の銀杏、飯田丸のクス、奉行丸のトチノキなどの古木	時習館跡のスダジイ、侍屋敷のエノ キの古木	国指定天然記念物藤崎台のクス ノキ群		
			確認できてい る地下遺構	櫓門跡の礎石(数寄屋丸櫓門、地蔵櫓門、耕作櫓門、山崎口冠木門、元札櫓門、札櫓門、西櫓御門)及び石段、暗渠排水溝	二の丸御門跡の礎石、屋敷割を構成 する城道及び排水溝等	屋敷割を構成する城道及び排水 溝等		
	城郭を構成する歴史的建造物	重文指定を受けている建造物 は、適切な維持管理に努め、 現存遺構を厳正に保存する。	重要文化財建 造物	宇土櫓、平櫓、不開門、五間櫓、北十八間櫓、東十八間櫓、源之進櫓、四間櫓、七間櫓、十四間櫓、田子櫓、長塀	監物櫓(新堀櫓)			
特別史跡 熊本城師 の価値を 高める 素	歴史的景観	を形成する建造物としてその	外観復元建造物	大小天守、平御櫓、長局櫓				
	保存を図る	とともに、調査研究・情報発 点としての機能を強化し利活	復元建造物及 び工作物	数寄屋丸二階御広間、飯田丸五階櫓、本丸御殿大 広間・大台所・数寄屋、西大手櫓門、南大手櫓 門、戌亥櫓、未申櫓、元太鼓櫓、西出丸塀、奉行 丸塀、馬具櫓・続塀				
	歴史資料	歴史に関する基礎資料として、 整理し調査研究に努める	収集・分析・		古文書・絵図・古写真等の文献	資料、発掘調査等で出土した遺物	、伝世品	
歴史的経 緯で有効 な要素		遺構等の保存に努め、説明板 等による利活用を図る。	古代		磐根橋際横穴群		古城横穴群	千葉城横穴群
			中近世	茶臼山廃寺に伴う板碑・五輪塔ほか6基			六地蔵石幢(国立病院内)ほか1基	
	歴史的経緯ら適切な保	」 を示す記念碑等であることか 存を図る(神風連の乱、西南	近 代	西南の役記念碑(谷村計介顕彰)ほか1基	軍旗奪還之跡碑(神風連)ほか2基 西南の役篭城将校婦女子避難所跡碑 ほか2基			
	戦争関係)		現代	特別史跡熊本城碑(熊本城顕彰会)ほか2基	神風連戦死之跡	神風連挙兵本陣跡碑	神風連太田黒伴雄奮戦之地碑ほか1基 西南の役百年記念碑	
	明治初期の近代化や廃城後の利用に関するものであることから適切な保存を図る(軍、熊本県関係)				歩兵十三連隊之跡碑 特別史跡熊本城碑(熊本城顕彰会)	輜重兵第六聯隊址碑 平坦道路開鑿記念碑	古城医学校跡碑 古城県庁標石碑	

^{*} 現時点で特別史跡外にある構成要素については、熊本市が管理者や所有者に対して、構成要素ごとの保存管理方針に則った管理について協力を得られるよう努める。

^{*} 地下遺構については、これまでの管理施設等の整備に伴う掘削等の立会い等により現存を確認しているものである。

≪三の丸地区≫

・地区の概要

城域としての旧地形や侍屋敷等の屋敷割り石垣等も残されており、旧細川刑部邸や熊本博物館という学習施設が整備されている地区。

•保存管理方針

- ①本質的価値を構成する諸要素を適切に保存する。
- ②整備された学習施設を利用しながら、史跡としての景観形成に努める。
- 史跡保存整備方針…「歴史学習体験ゾーン」

各種施設移転後は史跡整備を行い、既整備学習施設を活用しながら、熊本城跡の魅力と価値を 高める。

≪二の丸地区≫

地区の概要

監物櫓や石垣、地割りが良好に残るとともに都市公園として の公園整備が進められ、遺構と現代の施設が共存する地区。

•保存管理方針

- ①本質的価値を構成する諸要素を適切に保存する。
- ②公園利用者に対して二の丸地区の歴史性、重要性の周知と 啓発に努める。
- •史跡保存整備方針…「緑の憩い広場ゾーン」

往時からの景観を維持し、平面表示等による明確化を進める とともに公園としての利活用も行う。

<u>各地区の保存管理、史跡保存整備の基本方針</u> (案)

≪千葉城地区≫

・地区の概要

中世に城(千葉城跡)が築かれた歴史的に重要だが、旧城域の中で最も 開発が進んでいる地区。

•保存管理方針

短標(計画策定対象範囲)

名 称

本丸地区

二の丸地区

古城地区

干葉城地区 新町地区

種別

旧地形を形づくる地形の保存に努め、隣接する本丸地区と一体となった 景観の形成に努める。

・史跡保存整備方針・・・「文化交流ゾーン」

本丸地区と連続した空間を活かした公園整備を行い、旧城域としての一体化を図るとともに市民等が文化芸術に親しむ場とする。

≪本丸地区≫

・地区の概要

築城当時の遺構が最も多く残り、復元されたものと合わせ て往時の姿を最も色濃く残している地区。

•保存管理方針

- ①本質的価値を構成する諸要素の適切な保存を徹底する。
- ②歴史資料に裏づけされた往時の景観の維持・醸成に努 める

・史跡保存整備方針・・・「本丸城郭ゾーン」

遺構の厳正な保存とともに遺構や復元建造物を活用し、往時を体感できる場とする。

を進める

≪新町地区≫

•地区の概要

熊本城の惣構として商家や侍屋敷が立ち並んだ地区。城下町としてのまちづくりが進められている。

•保存管理方針

地割りを保存するとともに、城下町の風情を感じられる町並みづくりに地域住 民と協力しながら努める。

・史跡保存整備方針・・・「城下町ゾーン」

城下町としての環境醸成に努め、旧城域との連続性を図る。

≪古城地区≫

・地区の概要

旧城域内最古の石垣(近世初期)が良好に残り、歴史的変遷を知ることができるが各種施設の蚕食が著しい地区。

•保存管理方針

本質的価値を構成する諸要素とともに、地割りや旧地形を適切に保存する。

・史跡保存整備方針…「古城歴史ゾーン」「エントランスゾーン(桜の馬場地区)」

施設の移転に合わせて遺構の明確化に努め、桜の馬場地区はエントランスゾーンとして熊本城見 学の起点とする。